

### 13 知事提出議案に対する反対討論

2016年12月22日

日本共産党の秋山文和です。党議員団を代表して、知事提出議案第122号議案「埼玉県税条例等の一部を改正する条例」、第133号議案「荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について」、第134号議案「中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について」、第135号議案「古利根川流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市の負担額について」、第136号議案「荒川上流流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市町の負担額について」、第139号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

まず、第122号議案ですが、本議案は、消費税率10%への引き上げに伴う各種措置の実施時期を平成31年10月に延期する条例改正を含むものです。消費税増税は、延期でなく、きっぱり中止すべきとの立場から、消費税増税を前提として地方消費税の税率引き上げの実施時期を延期させる本議案は、賛成できません。

次に、第133号議案ないし第136号議案は、荒川左岸南部、中川、古利根川、荒川上流の各流域下水道の維持管理費用の負担額を引き上げるものです。中川では、関係15市町の単価が3円増の40円になり、その影響額は、平成27年度の実績比で4億5,500万円に上ります。荒川上流では、関係2市町の単価が一気に14円も引き上げられ、激変緩和措置があるものの、負担増は4人家族で年間約5,840円と大きいものです。仮に、これらの負担増全てが利用者に転嫁されるならば、下水道料金的大幅引き上げにつながることは明らかなです。厳しい社会経済情勢の中、新たな負担増は認められません。

そもそも現在の流域下水道の仕組みでは、負担金単価を下げるには、下水道普及率を引き上げなければなりません。それゆえに、私たちは、市町村への補助など含めた下水道普及のための県の積極的な支援と流域間の格差解消、全県統一単価の実現への積極的な取組を求めてきました。

しかしながら、各流域の下水道普及率の進捗は、過去5年間で2から3%増、処理水量はほぼ横ばいです。特に県北部では、下水道普及率が3から4割程度と低いにもかかわらず、人口減少や合併浄化槽の導入などにより下水道の普及が難しくなっています。

このような中、収支均衡の観点だけで運営費の上昇をそのまま関係市町に負担させるのでは、流域間の格差解消、全県統一単価の実現を更に遠ざけるものと言わざるを得ません。下水道普及の取組を市町村任せにせず、県が積極的に取り組むよう改めて求めます。

最後に、第139号議案ですが、知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を平成28年度から引き上げるものです。今回、職員の給与等については若干の引上げですが、扶養手当の一部後退など課題も残りました。県民の暮らしは、社会保障の切り捨て、地域経済の低迷の下、いまだに深刻なままです。こうした中での知事等の期末手当引き上げには賛成することはできません。

以上で反対討論を終わります。